

小平市教育委員会会議録

—— 8月定例会 ——

平成19年8月23日（木）

開催日時 平成19年8月23日(木) 午後2時00分～午後4時49分

開催場所 市役所5階505会議室

出席委員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤眞仁体育課長
島林正美中央公民館長
蛭田廣一中央図書館長
仙北谷仁策指導主事

書記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任

傍聴者 5名

午後2時00分 開会

(開会宣言)

○堀内委員長

ただいまから教育委員会の8月定例会を開催いたします。

はじめに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づきまして、議題を日程に追加いたします。

追加の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

(署名委員)

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。

では、本日の議題に入ります。

(委員長報告事項)

○堀内委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項(1)東京都市町村教育委員会連合会第2回研修推進委員会について。御出席になりました小池委員長職務代理者から、御報告をお願いします。

○小池委員

それでは、報告いたします。

8月1日に自治会館で2時から、この東京都市町村教育委員会連合会第2回研修推進委員会が開催されました。石川教育庶務課長補佐と私が出席をいたしました。

議題は平成19年度の研修計画についてでありました。管外研修につきましては10月18日、19日の2日間で、野口英世記念館、それから会津藩校日新館、会津若松市立謹教小学校、これはオープンスペースの学校ということですが、そこの見学ということになっております。

次に、平成20年の2月1日に、連合会の研修会が自治会館で予定されております。講師はまだ決まってはおりませんが、東京学芸大学教授、児島邦宏先生ということで調整中でございます。

それから3番目、第3ブロック研修会は10月31日東大和市立郷土博物館、それから旧日立航空機立川工場変電所の見学と、それから講演、この演題は東大和市の戦争遺跡の取り組みについてを一応予定をしておるところでございます。

理事研修会について、これは多分私だけの参加でよいと思いますが、第1回が8月24日、多摩教育事務所指導課長の堀竹氏、それから第2回は平成20年1月22日、これは日時が変更になりましたが、多摩教育事務所長の柴崎氏の講演が予定されております。

そのほかに、委員の中から各市町村の教育委員会活動の実態を調べて情報交換してはどうだろうかという話が出ておまして、これにつきましてはこの次の理事会でアンケートをつくっていただきまして、これを審議するということになっております。

以上が報告でございます。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

どうもありがとうございました。

続いて、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）文部科学省委託事業「特別支援教育体制推進事業」の実施について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）文部科学省委託事業「特別支援教育体制推進事業」の実施について、説明いたします。資料No.2をごらんください。

まず事業の趣旨は、発達障害のある児童・生徒に対する総合的な教育的支援体制の整備を図るために、推進地域が指定され、地域における特別支援教育体制の確立を促進する取り組みを推進するというものでございます。

また、この事業は実施期間後の体制の継続に配慮して、実施することといたします。

事業の実施体制は、文部科学省から東京都に委託され、東京都から小平市に再委託されることとなります。

この事業にかかる経費は、全額国の負担で83万円となり、その内訳は講師謝金と消耗品費が主なもので、市の予算への計上はございません。

また、この事業は平成19年度の単年度事業となります。

事業概要について、説明いたします。

特別支援連携協議会の設置、校内委員会の活性化、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談の活用、専門家委員会の設置を推進、充実を図るものでございます。

これらの事業は、本年8月末から来年3月末にかけて実施する予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）文部科学省委託事業「家庭教育支援総合推進事業」の実施について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）文部科学省委託事業「家庭教育支援総合推進事業」の実施について、説明いたします。資料No.3をごらんください。

まず事業の趣旨は、家庭の教育力の向上を図るとともに、少子化等の問題に対処するため、ライフステージに応じた学習機会の提供や、次世代の親となる若い世代が幼児やその親とふれあう機会や父親の家庭教育参加促進など、すべての親やこれから親となる若い世代に対するきめ細かな家庭教育支援の取り組みを推進するもので、小平市におきましては、学校を会場として家庭教育支援に関する講座・講演会等を開催いたします。

事業の実施体制は、文部科学省から東京都家庭・地域の教育力向上推進協議会に委託され、東

京都の協議会から小平市の協議会に再委託されることとなります。

経費は、全額国の負担で102万1,400円でございます。その内訳は講師謝金と消耗品費が主なもので、市の予算への計上はございません。また、この事業は平成19年度の単年度事業でございます。

事業を実施する学校は、小学校7校、中学校1校の計8校で、具体的には、ライフステージに応じた課題別子育て講座として、家庭教育の重要性や小学校入学前にすべきことに視点を置いた、学童期子育て講座を18講座開催し、思春期に起こりがちな行動や考え方を理解するなどの、思春期子育て理解講座を2講座開催いたします。

さらに、子育て理解促進のためのふれあい・交流機会の充実として、子育ての理解を深める講演会や、妊婦体験・オムツ替え等の子育て体験を2講座、父親の出番をつくる、父親の家庭教育参加促進事業を4講座、合計26コマの事業を計画しております。

これらの事業は、本年8月末から来年2月末にかけて実施する予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（3）寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

今回報告いたしますのは、株式会社コスモス様から、書籍「パソコンのしくみ」154冊、及び「デザインとテクノロジー」82冊、計80万7,660円相当を、小平市立小・中学校に御寄附いただいたものでございます。

有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、8件でございます。

初めに、受付番号（42）。事業名、小平母親大会（母親大会 in 小平）。主催団体、小平母親大会実行委員会。実施期日、平成19年11月17日。会場は、小平市福祉会館でございます。毎年承認しており、参加費300円でございます。

次に、受付番号（43）。事業名、第3回小平サミット。主催団体、小平商工会。実施期日、平成19年9月8日。会場、ルネこだいらでございます。毎年承認しており、入場は無料でございます。

次に、受付番号（44）。事業名、金融教育共同研究プロジェクト公開講座。主催団体、国立大学法人東京学芸大学・みずほフィナンシャルグループ。実施期日、平成19年11月17日。会場、東京学芸大学芸術館でございます。今回初の承認で、事業内容はシンポジウム等を開催し、今なぜ学校現場で金融教育が必要なのかを問い直し、実践的な授業づくりの取り組み事例を通して、金融教育のあるべき姿を検討していくというものでございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号（45）。事業名、第23回唱歌・童謡・愛唱歌をうたう集い。主催団体、楽しくうたう会。実施期日、平成19年11月18日。会場、小平市福祉会館5階ホールでございます。毎年承認しており、参加費用は500円で、残金は社会福祉協議会に寄附されます。

次に、受付番号（46）。事業名、家事と家計の講習会。主催団体、武蔵野友の会田無小平方面。実施期日、平成19年11月13日。会場、東部市民センターでございます。毎年承認しており、資料代として350円が必要です。

次に、受付番号（47）。事業名、第11回おんがくなかまコンサート。主催団体、おんがくなかま。実施期日、平成19年11月4日。会場、ルネこだいらレセプションホールでございます。毎年承認しており、入場料は大人1,500円、子ども500円でございます。

次に、受付番号（48）。事業名、第11回ワンワールド・フェスタ北多摩。主催団体、ワンワールド・フェスタ北多摩実行委員会。実施期日、平成19年9月22日。会場、小平第六小学校でございます。今回初の承認で、テーマを「お話でアジアを結ぶ～図書館活動交流の集い」とし、事業内容は、おはなし会、シンポジウム、ボランティアの記録と展示で、入場料は無料でございます。

次に、受付番号（49）。事業名、第7回玉川上水観察会。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成19年9月29日。会場は、上水本町地域センター及び玉川上水でございます。毎年承認しており、参加費は300円でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（７月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

７月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料№.6のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○堀内委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

７月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理下の交通事故はございませんでした。管理外では小学校、中学校で１件ずつの計２件ございました。

事故の内容についてです。

①、小学校３年生男子が、自宅付近の路上で自転車に乗り自動車にぶつかり、頭とひざに切り傷を負ったというものでございます。

②、中学校３年生男子が、自転車で交差点を横断中に自動車と接触し転倒、腰に打撲を負ったというものでございます。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で５件、中学校で１件ございました。

まず、小学校の事故をまとめて説明いたします。

①の事故は、小学校６年生男子が、清掃終了時、友だちとふざけあい転び、机に歯をぶつけ前歯の一部を折ったというものでございます。

②の事故は、小学校３年生女子が、休み時間中、校庭のタイヤから滑り降り右手をつき、手首を骨折したというものでございます。

③の事故は、小学校６年生男子が、休憩時間中、友だちに後ろから抱きつかれたときに転び、いすに当たり前歯を脱臼したというものでございます。

④の事故は、小学校３年生男子が、音楽科の授業中、リコーダーテストの順番待ちのときに友だちに対してふざけ、友だちのリコーダーが当たり左目の脇に切り傷を負ったというものでございます。

⑤の事故は、小学校６年生女子が、移動教室の宿舎で、歩きながら右手を柱にぶつけ、第２指を骨折したというものでございます。

中学校の事故は１件ございました。

⑥の事故は、中学校３年生男子が、野球部の活動中、ティーバッティングのピッチャーをして

いたとき、他の組のバッターのボールが顔を直撃し、左目を打撲したというものでございます。

以上8件でございます。これは6月との比較では12件の減少、7月は11日間の夏季休業中を含んでおります。なお、前年度の7月との比較では6件の減少でございました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（6）、並びに議題第12号及び第13号につきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容であります。

後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したがいまして、教育長報告事項（1）から（5）までにつきまして、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○小池委員

お聞きしたいことは、一つ今回新たに特別支援教育体制推進事業と、それからもう一つ、家庭教育支援総合推進事業と、2つが挙がっております。これにつきましては、全国的にというのはなくて、多分モデル事業だと思いますけれども、この中に小平市が入った、今までのいきさつ、それからもう一つ、小平市が特にこれに選ばれた理由というのがもしわかりましたら、お願いしたいと思います。

○有馬生涯学習推進課長

それでは順番が逆になりますが、家庭教育支援総合推進事業について説明いたします。

家庭教育支援につきましては、昨年度、一昨年度、東京都の委託事業でプラットフォーム事業を、また昨年度は、子どもの生活習慣確立プロジェクトという、2年あるいは1年の短い期間での事業を行いました。その事業が平成18年度で全部終了しております。

学校におきましても、特に小学校入学前における、家庭教育の大切さであるとか、入学までにごうこうをお願いしたいというようなことがございまして、昨年、一昨年もそれぞれ学校の方でいろいろやったわけですが、その後、国の制度の中でこういう委託事業というものがございましたので、各学校に意向調査を行い、今回お示ししました学校が手を挙げまして、これが国の方に認められて委託事業になったということでございます。

以上でございます。

○山田教育部理事

それでは私の方から、特別支援教育体制推進事業について説明いたします。

まず、この事業を受けた趣旨についてでございますけれども、御承知のように、平成19年度より特別支援教育が実施されることになりました。これについては新たな教育の体制ということ

で、どこの区も市もこれについての準備を進めてきたわけですが、小平市は特にこれまで専門家委員会ですとか、個別相談ですとか、またスクールカウンセラーの全校配置も進めてまいりました。この新たな制度に対して都の支援を受け、適切な体制、適正な実施を目指し、この推進事業を受けたものでございます。

また、これにかかわる経緯についてでございますが、これについては相浦指導課長補佐より説明申しあげます。

○相浦指導課長補佐

この事業、実は今年の3月末に応募いたしました。委員がお尋ねの推薦された経緯というのは、正直言ってわかりません。ただ応募の経緯といたしまして、理事から申し上げたとおり、小平市の平成18年度の実績、及び平成19年度の特別支援教育に対する計画書を添えて申し込みをしております。その内容を、東京都で審査をいただき、地域として小平市が指定を受けたものと理解しております。

以上でございます。

○伊藤委員

今の、同じく特別支援教育体制推進事業の件ですけれども、これにつきましては、今年度、平成19年度一般会計の中でも1,600万円くらいの予算がついていたと思うんです。今回のこの委託額は83万円という額で、それほど多額ではないんですが、この事業概要が一応ここに出ておりますけれども、どのように住み分けがされているのか、それからこの額からしても、特に重点的にどういった事業にこの委託の部分当ててるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○山田教育部理事

先ほども少し触れましたが、これまで小平市は特別支援教育に対する準備を進めてまいりました。それらが今までの市の既定の予算に含めて推進してまいりました。

具体的に申しますと、巡回相談にかかわる専門家の巡回相談員への委嘱、また専門家委員会の設置、個別相談等の実施にかかわっては、これまでの市の予算額で進めてまいりました。

新たに、この都からの委嘱を受けまして、特別支援教育ボランティアへの研修会、スクールカウンセラーなどへの研修、校内研修の実施、これは講師謝礼となります。次に保育士、幼稚園教諭への研修、さらにこの事業の成果を周知するためのリーフレット作成、これらについて今回の推進事業からまかなって推進していくというものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

家庭教育支援総合推進事業の方で、ちょっとお伺いしようかと思いますが、最近よく「親学」

という言葉が出てきます。これについては積極的に支援する方もあれば、非常に嫌がる方もいらっしゃるんですが、今回のこの事業内容、いろんな講座がございますけれども、そういう中でも親の心得というのか、子育て取り組む姿勢等について、いわゆる親学という言葉を使ってやるような講座があるのかどうか、私が個人的に興味があるものですから、お伺いしたいんですが。

○有馬生涯学習推進課長

この事業では、学校におきまして講演会なり講座を実施するわけでございますが、具体的な内容であるとか、講師の先生はこれから選任します。

時期につきましては、秋に就学児の検診がございます。それと年明けに入学前の保護者説明会、そういう時期をとらえまして、なるべく多くの保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんに聞いていただきたいということを視点を置いていますが、具体的にはこれから検討するという事になっております。

さらに、小学校では父親の家庭教育参加促進ということで、例えば小平第六小学校では、今週の土・日に防災体験ということで、地域・関係機関含めて体制を整えて、今準備していますが、そこに親父の出番をつくらうということもございます。8月と10月、12月、トータルで4コマを予定しておりますので、そういうところで親父の出番が出てくるのかなと思います。

以上でございます。

○吉田委員

同じく家庭教育支援総合推進事業についてお尋ねいたします。

この中に事業実施校が、小学校は7校、中学校は1校決定されているわけですが、この決定の仕方といいますか、私ども学校訪問等毎月しておりまして、その中で家庭教育支援を必要としているなど感じる学校がやはりあるわけです。今回事業実施校としてここに挙がっている学校というのは、学校が、ぜひうちのところでそれをやりたいということで決めたのか、あるいは教育委員会の方で、ではここの学校にやってもらおうということで決めたのか、そのところをお尋ねしたいと思います。

○有馬生涯学習推進課長

この事業を推進するに当たりまして、全小・中学校に意向調査をかけました。全小・中学校に情報を提供して、どうですかという確認をとりまして、そこで手が挙がってきたのがこの8校でございます。

8校以外の学校におきましては、この事業には手を挙げませんでしたけれども、例年、学校の工夫の中で、保護者に対しまして養護の先生や校長先生から、家庭教育の重要性についてお話をしているという実績もございますので、それにプラスしてこういう事業もできるのではないかと、ということで情報提供した経緯があります。

以上です。

○小池委員

特に意見ということではないのですけれども、こういう事業を小平市が受託できたということは、今までのいろいろな活動が評価された結果ではないかと思っております。

今、小平市は非常に財政的には厳しくて、こういうソフトの方にまでお金を回すことはなかなか難しい時期にきておまして、こういう委託事業でお金がついているものについては、積極的に参加をしていくということは、必要なことだと思います。こういうものに参加することによって、さらに教育改革が進み、それは子どものためですから、こういった活動がますます活発になることを期待しておるところでございます。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは以上で、教育長報告事項（１）から（５）までを終了といたします。

（議案）

○堀内委員長

次に、日程を変更いたしまして、議案を先に審議いたします。

議案第１０号、平成１９年度教育予算の補正の申出について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いします。

○坂井教育長

議案第１０号、平成１９年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算にかかる補正を申し出るものでございます。

内容といたしましては、歳入について、教育費委託金で１９８万６，０００円を増額し、歳出について、教育総務費で１４５万６，０００円の増、小学校費で３，４００万円の増、中学校費で４，４００万円の増、保健体育費で１，３５５万円の増、合計して教育費で９，３００万６，０００円を増額するものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは御質問がありましたら、どうぞ。

○伊藤委員

この中の、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業に関してですけれども、かねてよりお伺いしようと思っていたことで、これを機会にお伺いしたいんですが、小平市全体で、今、小学校における英語活動の実態はどのようになっているのでしょうか。

○山田教育部理事

これまでといたしますと、平成18年の実施状況でございますが、平成15年から導入されてまして平成18年までの実績でございますが、英語活動は総合的な学習の時間に位置づけられておりまして、国際理解教育の一環として英語体験活動を行ってまいりました。

主な内容といたしましては、英語指導助手、派遣業社に委託し、小学校全校の各学級に対して、外国人英語指導の指導者を4時間分派遣してまいりました。これが平成18年度までの実績でございます。

以上でございます。

○伊藤委員

関連しまして、今回小平第十五小学校を指定校としてということですがけれども、小平第十五小学校は大学側が文部科学省の指定を受けて研究をしていたということもあり、あるいは学生の熱意もあって、かねてより非常にこういった英語活動が盛んであったと伺っておりますし、実際に見ております。

ただ、文部科学省が今回この予算措置をしたのも、全国的に見て英語活動の水準がばらつきがあるということで予算措置をしたようですがけれども、小平市内においても、全体のことは今お伺いしましたけれども、学校公開週間で見歩いて、いろいろ取り組みや内容にばらつきがあるように思われます。それで、今回この小平第十五小学校がそういう意味では、ある意味で小平市全体の取り組みの中でも、それから小平市の全体の水準を上げていくという時間的な流れの中でも、一つの点だと思われるんですけれども。今回のこの事業が、点が線になり面になりという、そういったきっかけになっていくと考えてよろしいでしょうか。

○山田教育部理事

今、伊藤委員御指摘のように、各学校のばらつきがあるということは、カリキュラムの英語活動の中身が課題であったということでございます。平成15年度から外国人指導者を派遣したといっても、やはり教育の中身が課題でございました。

今おっしゃいましたように、小平第十五小学校は、これまで近隣の津田塾大学と英語活動につ

いてカリキュラムの研究等で研究を進めてまいりました。そこで地域の学校のモデルとなる拠点校を指定し、実践的な取り組みを推進することで、地域、つまり小平市の小学校、小平第十五小学校以外18校の学校の英語活動の水準の向上を図るとというのが大きな目的でございます。

以上でございます。

○吉田委員

小学校の給食運営事業についてお尋ねいたします。

この中の講演会の講師謝礼の件ですが、この資料によりますと中学校と小学校で謝礼に対しての金額にちょっと差があるように感じたものですから、細かいことで大変申し訳ございませんが、これは講師の人数の差によるものなのかどうか、伺いたいと思います。

○大澤学務課長

各学校の方に金額の使い方についてはお任せしているところですし、講師の選択等につきましても、小学校、中学校、違う方をお願いするという形なんだろうと思いますが、まだ学校の方でも具体的に誰々というふうなあたりもまだ決まっていないようございまして、大卒でとらえているところで御理解いただければと思います。

やはり金額は、本当に講師の方によって金額がかなり差が出てきますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○屋間教育部長

今の補足でございます。

小学校の方と回数が違いまして、なおかついわゆる単価が違ってくるということで、それでちょっと差が出たということで御理解いただきたいと思います。

○堀内委員長

わかりました。

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、質疑を終結して、討論に入りますが、御意見ございますか。

ー討論省略の声ありー

○堀内委員長

それでは、討論を省略して、採決を行います。

議案第10号、平成19年度教育予算の補正の申出について。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次いで、議案第11号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第11号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

主な改正点といたしましては、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を新たに設置する「職の分化」により「東京都立学校の管理運営に関する規則」が一部改正されたことに伴い、「小平市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○堀内委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

「小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明いたします。

現在、学校教育が抱える課題がより一層複雑化、多様化している状況の中で、教諭または養護教諭という同一の職にあるものの間で、職務の困難度や責任の度合いに大きな違いが生じており、また、校長の職についても、学校ごとの課題の違いなどから、管理職として担う責任や職務の困難度に大きな違いが見られております。

そこで、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を新たに設置することにより、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていこうというものでございます。

改正の要点は3点ございます。

第1に、小平市立小・中学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を

置くことができるようにすること。

第2に、小平市立小・中学校に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができることとすること。

第3に、小平市立小・中学校に、特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができることとすること、でございます。

その他、目次を付する等、規定の整備をあわせて行います。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

この統括校長その他、主任教諭、主任養護教諭等については、以前から御説明を伺っておりますが、どうでしょうか、何か御質問ありますか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

特に御質問がなければ討論に入ります。御意見はいかがでしょうか。

ー討論省略の声ありー

○堀内委員長

それでは、討論を省略して、採決を行います。

議案第11号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

(協議事項)

○堀内委員長

続いて、本日の議題に追加いたしました、協議事項に入ります。

この協議事項は「地域児童見守りシステムモデル事業」でございます。その内容につきましては、前回7月の定例会において詳細な御説明がありまして、モデル事業推進について地域の学校あるいは地域団体から出されておりました要望に沿って、当委員会としても協力、推進する意

思を明白にしております。

その際、事務局に対しまして、私から7月定例会における議論を踏まえて、8月定例会に議案としてこれを提出していただいて議決したいということを申し上げたんですが、私の申し上げた真意が十分に伝わらなかったこともあってか、議案としての提出がございませんでした。

そこで、この際委員会といたしましては、本日の定例会で委員会の意思を最終的に確認するために、モデル事業の推進について議決をしたいと存じます。議決の骨子につきましては既に議論も尽くされておりますので、私の方から次のように提案させていただきます。

まず第一に、この事業は目下緊急の課題である子どもの安全、学校・保護者を含むすべての関係者の安心のために、児童の登下校、放課後の移動などを、立ち寄り頻度が高い場所に設置した電子的な手段と、学校・家庭・地域を結ぶネットワークによって確認するものであり、まことに時宜に適った方法といえると思います。

また、モデル事業は、すべて総務省の予算でまかなわれるために、小平市や保護者の負担はなく、モデル事業としての実証期間、すなわち無料の試行期間が終わったあと、来年度以降もこの事業を有料で継続するか、しないかは、利用者である保護者の選択に任されていること。

さらに、小平市においては、子どもの安全・安心をはじめとするさまざまな教育に対する支援活動が地域ぐるみで積極的に進められておりまして、こうした関係者がモデル事業への参加を希望されている以上、当教育委員会としても協力推進するのは当然のことだと思います。

以上の観点から、小平市教育委員会といたしましては、モデル事業の推進をここに議決し、市当局に正式にお伝えすると同時に、関係する諸機関・団体に推進の旨を伝えます。

同時に教育委員会事務局におきましても、現在市当局との間に見解の相違があるということで、大変に取り組みが難しい状況もあるかと思っておりますけれども、教育委員会として態度を決定した以上は、施設設備関係は教育庶務課、学校運用関係は学務課、登下校などの指導は指導課、地域連携は生涯学習推進課など、それぞれの所管に応じて協力推進に務めるようここにお願いするものです。

以上の点で御異議がなければ、これを委員会の議決といたしたいのでありますが、いかがでございますでしょうか。

御意見よろしゅうございますか。

○小池委員

特に意見はございません。

○堀内委員長

吉田委員はいかがでしょう。

○吉田委員

異議はございません。

○堀内委員長

伊藤委員はいかがでございますか。

○伊藤委員

お願いするというのは賛成ですけれども、協議事項の議決というものはあるのでしょうか。

○堀内委員長

言葉は議決と申し上げましたが、要するに教育委員会としての意思表示ということでございます。

教育長、いかがでしょう。

○坂井教育長

教育委員会として今まで地域ぐるみでさまざまな事業に取り組んできて、実際に学校の教育活動の中にも多くの人が入っています。今、全小学校も含めて、子どもの見守りのための組織が立ち上げられて実際に活動なさっているというのは、これは本当に私自身も評価すべきことだと思っています。

先ほど堀内委員長が言われたように、子どもたちの安全を確保し、保護者の安心を、ある種、今以上に進めるためにも、本当に事業そのものは、私は大きな問題はないと思っているんです。けれども、ここまで市当局からさまざまな、何ていうんでしょうか、この事業に対する指摘がある中で、これを本当に推進した方がいいかどうかということについては、ちょっと慎重に今まで対応してきた経緯がございます。

ただ、地域の方たちからこの事業に対して、なぜ推進してくれないんだという意見が非常に強いのも私も伺っていますし、本当にこの事業を中止しなければいけない理由がどこにあるのかということについては、正直明確なところというのはなかなかないわけなんですよね。

では、この教育委員会で5人の委員で合意して推進をしよう決めて、そのまますんなり推進できるかどうか、ちょっとまだ不安なところもあるんですけれども。ただ、地域の皆さんが推進したいと言っている中で、そこに問題がなければ、私は、いろんな形で教育委員会と地域と学校とも連携を進めてきた以上、これはある意味で教育委員会も意思表示はしておかないとまずいのかなという気はしています。実際のところ、そのところはね。

○堀内委員長

私が、学校や関係団体からの要望書を受けてこの問題をこの委員会に諮りましたのも、実際にはこの事業を推進しようとしていたときに、市当局の方からそれは止めた方がいいという、いわば差し止めの動きがありまして、そのために地域が動揺し、困っているという状況があったため、教育委員会としての姿勢をはっきりさせておいた方がよろしいということで諮ったわけでござい

まして、今回の提案もその線に沿ったものであります。従って、教育委員会としての意思表示と、同時にそれを関係方面にも伝えて、教育委員会としてはこういたしますということを明らかにしたいということでございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、そのように計らわせていただきます。

今、いろいろ教育長もしゃべりにくいという感じでお話をいただいたのでありますけれども、それは、まさにこの問題をめぐって教育委員会と市当局の間に見解の相違がありまして、事業の推進に支障が出るのではないという、そういう心配の声もあったからではないかと思えます。

そこで、当教育委員会といたしましては、市当局が管理いたします地域センターですとか児童館といったような、子どもたちが立ち寄る機会の多い施設にも、電子読取装置の設置を認めてくださるよう、市当局に強く協力を要請してまいりたいと存じます。

もともと、教育委員会が管理しております学校、図書館、公民館その他につきましては、教育委員会としてこれを進めるということを伝えれば、それで十分ではないかと思っております。

この問題の発端と申しますのは、教育委員会が進めたいとっておりました事業に対しまして、市当局が十分な協議を経ないまま、私から言わせますとそういう感じであったんですが、差し止めを通告してきたことにあると思えます。事業が市に負担をかけるわけでもなく、子どものプライバシーが侵される心配もなく、利用する、しないは保護者の自由意思であり、学校や地域の希望に添うものであるというようなことを繰り返し御説明申し上げても、市はこれに対して理解を示しておりません。まことに理解に苦しむところであります。

国費を使った子どもたちの安全見守りのこのモデル事業は、既に全国十数か所の自治体でスタートしておりまして、いまだに足踏みしているのは小平だけだと聞いております。市当局の柔軟な対応を促したいところあります。

さて、今回のように教育委員会が推進しようとする教育関連の事業を、市当局が先回りして差し止めを図ったのは、小平市においても異例のことでないかと私は思います。教育行政において教育委員会の意向が尊重されなければならないのは、制度の建前からいっても明らかなことであります。今回の事例は、最近議論の的になっている教育行政のあり方や、教育委員会制度の根幹に深くかかわる問題であると認識せざるを得ません。納得できる理由もないまま、教育委員会の活動を強権的に押さえ込むような姿勢は、教育行政に市民の声を反映させるという地方教育行政の本旨に反するものであります。教育委員会は行政当局の言いなりではなく、自主性と独立を保って行動することこそが、教育委員会制度の形骸化を防ぎ、市民の期待にこたえるものというふうに思います。

当小平市教育委員会は、平成13年度以来、「地域で育てよう すこやかな子ども」を合言葉にいたしまして、地域とともにつくる共創の教育改革に取り組んでおります。そしてこれは市民の強い支持を得ております。今回のモデル事業は、こうした教育委員会の活動のあり方を問われた、いわば試金石ととらえて取り組んでまいりたいと思えます。

申し上げたいことは多々あるわけですが、議事進行のためにここで切り上げまして、こ

の事業につきましては、小平市教育委員会がその権限と責任において推進していくという委員会の意思をここに表明したいと思います。

以上であります。

○坂井教育長

すみません。ちょっと休憩していただけますか。

○堀内委員長

では、暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 5 分 休憩

午後 3 時 4 9 分 再開

○堀内委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

協議事項の協議の途中で、暫時休憩ということから今まで会議を休んでおったわけですが、まず非公開で話し合う議題を審議した後、協議事項の協議を再開したいと思います。

教育長報告事項（6）、並びに議案第12号及び第13号、これらの議案は、先ほど申し上げましたとおりに、個人のプライバシー等を含んだ内容であります。したがって、これらにつきましては、非公開で審議を行いたいと存じます。

採決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

○堀内委員長

挙手全員でございます。賛成の方が3分の2を超えておりますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、ここで御退席をお願いいたします。

そこでちょっとお諮りしたいんですが、非公開部分の審議を直ちにここで行って、その後休憩をとるということによろしゅうございましょうか。

—異議なしの声あり—

○堀内委員長

では、そのとおりにしたいと思います。

先ほど議決いただきましたとおり、これ以降の案件につきましては非公開での取り扱いとなります。

【非公開】

午後4時01分 休憩

午後4時36分 再開

○堀内委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほどは、見守りネットモデル事業の推進につきまして、協議を行ってきたわけですが、この協議の中心は、前回の委員会以来、このモデル事業を教育委員会として推進するかどうかということについて、最終的な意思確認をしたいということでした。

そして皆様の御了解を得た形で、私が先ほどこの事業の有意性、重大な負担を伴うことのないこと、あるいは地元の強い要望があること等々を踏まえまして、教育委員会としてはこれを推進するという事を申し上げたわけでありまして、

ただ、このことにつきまして教育委員会の方針と市当局の方針が対立するという事につきまして、危惧を抱かれたこともありまして、一たん休憩をはさんで協議をいたしました。それを踏まえて、これから皆様にもし追加で御意見があれば、それを伺いたいというふうに思います。

いかがでございましょうか。

○小池委員

こういう一種のねじれ現象を見たのは、先ほど委員長もお話しになっていましたけれども、この小平の中でも初めてなんですね。これは事務方の方にも非常に御迷惑、大変だと思うんです。ですから、そこら辺について我々の意思をはっきりさせたのですけれども、同時にできるだけこのねじれ現象を解消するよう、委員長の方からも市長の方にも働きかけをしていただきたいということでございます。我々も決して対立しようなんていうことは一切考えておりませんので、できるだけねじれ現象を減らしてもらいたい。そうでないと、事務方の皆さん方も非常に心配されます。ですから、このところは先ほど言われた、この基本的な委員会制度の存在そのものの問題とも関連しますので、両方を考慮してぜひ市長への説得をお願いしたいというふうに思っております。

○堀内委員長

それは先ほど申し上げましたとおり、委員会としての意思決定をした後、今日夕方、市長とお会いするアポイントをとってございますので、その際に、委員会としてはこういたしたいというふうに決めましたと。つきましては市当局としてぜひとも御協力をお願いしたいという形で要請することにいたしております。

ほかには、どなたか意見ありますか。

伊藤さんもよろしいですか。

坂井教育長、何か補足することありますか。

○坂井教育長

補足というよりも、本当に地域の皆さんがよかれと思って動き始められたことが、いろんな手続き上の問題ですとか、その他の問題ですとか、いろいろ絡んできてこういう事態になったというのが、本当に確かに残念なことなんですけどね。

ずっと私もこの件にかかわってきて、この事業の、要するに何ていうのでしょうか、期待と成果をどこまで認めてやるかということだと思えますよね。それが単に手続き上の問題ですとか、そのほかの問題でできなくなるということは、非常に私自身も残念に思っていたんですけども。

ただ、市長の方から見合わせろという話が出たときに、では教育委員会としてそれをどう処理するのかというのと、全く別な問題なわけなものですので、私自身は正直いって悩んできたんですけども。ただ、さまざまな形で地域に出るたびに、いつになったら始められるんだという、これは間違いなくあるわけなんですよね。

本当に多くの皆さんが期待されていますし、現実にはアンケート調査を取った結果、8割以上の人たちが期待しているんだと。だから実証なんだから、やるだけやらせてくれないかという意見も間違いなく多くあるわけなんですよね。そういうところを委員会としてどう決めていくのかというのが、非常に私たち今悩むところでしてね。

そういう希望はやはりかなえてあげたいという気もしますし、行政という形で、確かに市当局からそういう話があったときに、教育委員会というのはどういう関係にあるのかということも、先ほど委員長が言われるように、やはり十分に考えていかないと、今後の教育改革の中で、では教育委員会は何をしていくのか、地域との信頼関係をどうつくっていくかということにも、ちょっと影響が出てきますのでね。正直私も非常に悩んでいるところです。

○小池委員

過去に、小平市というのはいろいろな施策を積極的にやってきましたよね。その過程で、常に何かやはり反対意見というのはあったと思うんですよ。それをある程度押し切ってもやってきて、ようやくここへきて、その成果が少しずつ出始めてきているというふうに思っています。ですから、これがまた、そういうやり方がおかしいのだと言われると、これは根本的な問題になってきまして、非常に後々いろいろな問題が出てくるのですよ。

それからもう一つ、この問題はお話を伺っていると、それぞれの面子の問題だとか、手続きの問題だとか、予算に入れてなかったとか、そういう何か市役所の中の仕組上の問題があるようでして、私はそれはそれとして納得ができるなら、そういうやり方をとってもいいと思います。ただ、こういう問題のもっと基本的な問題は、こういう事業というのは、やはり我々は子どものため、地域のため、あるいは保護者のため、それを第一に考えなければいけないし、もう一つは、やはりこういうことを推進していただける事務方の立場とか、そういうこともいっしょに考えてやらないといけないと思っています。

ですから、ぜひこのところは、今回についてはそのことについてもよく市長の方にも御理解をいただいて、ぜひこれはやらせてもらいたいというふうに私は思っております。そうでないと、もう全体が崩れていきます。

確かにこのシステムそのものについてはほかの方法がいいのではないかと、そういうテクニック論はいくらでもあると思うんです。でもこれはモデル事業ですから、とりあえずこれでスタートしてみて、どうしても具合が悪かったら、それはそのときにまた考えなければならないという話だと思います。そのモデル事業すらやってはいけないという理由が、どう考えても納得できないということでございますので、そこら辺はぜひ市長の方にもしっかりお伝えいただきたいと思っています。

我々の気持ちは、さっき言いました、子ども、地域、保護者、それと事務方のいろんな苦労や何かを、そういうことも含めて、このねじれ現象だけは避けてもらいたいのだと、ぜひ説得をお願いしたいと思っております。

以上です。

○堀内委員長

大所高所からの判断をぜひともお願いしたいと私も思っています。

それでは時間も相当に経過しておりますし、ここでこの協議事項に関する委員会としての最終的な意思表示をしたいと思えます。内容は先ほど申し上げました3点に基づいてこの事業を推進したいということでありまして、そのことについて皆さんの賛否を伺います。

そして、もう一つは、これに伴って教育委員会の事務局の方々に、何課は何をとというようなことで、具体的にかなりお願いすることを先ほど申し上げましたが、それにつきましては今後の事態の展開もありますので、その分はいったん保留させていただきます。

いずれにしても、推進が決まって各課がそれに関連する場合には、当然ながらこれは進めていただくということになりますが、まずは市当局との調整。ある意味では当方の意思表示を向こうにお伝えするというところだけに終わるかもしれませんが、それを待つということでは考えていただきたいと思えます。

また、教育委員会制度に関連するいろいろな問題につきましては、先ほど表明したことで特に問題はないと思っております。

それでは、皆さんの御意見を伺います。挙手にて行います。

ただし、教育長は教育委員であるという御立場と、もう一方は市の理事者であるという、大変に難しい御立場でありますので、あえて見解の表明はこの際望みません。

それでは、この見守りネットモデル事業推進について、教育委員会としてこれを行うということに賛成の方々の挙手を求めます。

－坂井教育長を除く 4 名挙手－

○堀内委員長

では賛成多数でございますので、このモデル事業についての推進の方針をここで確認をいたしました。皆様の御発言の意を戴しまして、市長に大所高所の判断をお願いするということでありたいと思います。

以上でございます。これで本日の議事はすべて終了いたしました。

次回の教育委員会定例会の日程でございますけれども、教育委員会 9 月定例会を平成 19 年 9 月 28 日（金曜日）、午後 2 時 00 分から市役所 5 階 505 会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

なお、参集時刻は午後 1 時 30 分といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会 8 月定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 49 分 閉会